

神奈川区栄町の土地使用について

横浜市港湾施設使用条例に基づく使用許可に関して、平成 20 年第 1 回定例会において質疑のありました神奈川区栄町所在の土地については、以下のとおり土地使用関係の手続き等を行っております。

1. 港湾施設の告示

横浜市港湾施設使用条例に基づく港湾施設の告示がなされていなかったため、3月14日横浜市告示第105号をもって山内ふ頭地区港湾施設用地の改正告示を行いました。しかしながら、改めて検討したところ、本件土地利用などに関しさらに慎重に検討すべきものと判断し、3月18日横浜市告示第106号をもって第105号告示の取り消しを行いました。

2. 土地の使用関係

3月18日横浜市告示第106号による告示の取り消しに伴い、同日付で行政財産から普通財産としての手続きに移行させ、土地使用者との間で「公有財産賃貸借契約」(一時貸付)を締結いたしました。なお、貸付期間は当面9月末までの約半年間としております。

契約状況(案内図参照)

相手方	面積	使用目的	貸付期間	貸付料単価
K 氏	532.30㎡	車両置場・荷捌場	平成20年3月18日	393円/㎡・月
T(株)	811.96㎡	車両置場・ごみ置場	から	
Y(株)	31.82㎡	車両置場	平成20年9月30日	

貸付料単価は、「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地及び建物価格算定要領」に基づく月額貸付料です。

3. 今後の管理のあり方

局内に検討チームを設け、9月末までに港湾施設としての必要性を含めた本件土地の管理のあり方や土地の使用関係について、横浜港の管理運営等の視点から検討し、関係局とも調整して早期に決定してまいります。